

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

各位

2025 年 1 月 1 日

(株) G E Mジャパン

平成24年（2012年）10月1日施行の労働者派遣法改正により 派遣元事業者（当社）は 毎事業年度終了後、派遣先から収受する派遣料金に占める派遣労働者に支払う派遣料（賃金）の差額の割合（マージン率といいます）を公開する事を義務付けられました

（法第23条第5項）

2024年1月1日～2024年12月31日における情報提供を下記の通り公開します

このマージン率は 以下の計算式で算出します

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- | | |
|------------------|--|
| (1) 派遣労働者数 | 1 名 |
| (2) 派遣先の数 | 1 件 （会社） * 年間総派遣先数 |
| (3) 派遣料金の平均額 | 33,000 円（1日8時間当たり換算） |
| (4) 派遣労働者の賃金の平均額 | 23,100 円（1日8時間当たり換算） |
| (5) マージン率 | 30 % |
| (6) 教育訓練移管する事項 | <ul style="list-style-type: none">・安全衛生教育・その他の教育訓練・・・セキュリティ |
| (7) マージンに含まれた費用 | <ul style="list-style-type: none">・社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）・福利厚生費（年次有給休暇、定期健康診断）・教育研修費用・事業運営費用（社員人件費、営業活動費、事務所賃貸料金）・営業利益 |
| (8) 労使協定締結の有無 | <ul style="list-style-type: none">・有り（労使協定方式）・協定の対象となる派遣労働者の範囲（一般事業派遣）・協定の有効期間の終期（2025年12月31日） |